

別表第1(備前市環境保全条例施行規則第2条より抜粋)

指定施設の種類

	施設名	規模
1	ボイラー	日本産業規格B—8201及びB—8203の伝熱面積5平方メートル以上、10平方メートル未満であること。
2	乾燥炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であること。
3	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満であること。
4	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であること。
5	鉱物(コークスを含む。)又は土石の堆積場	面積が100平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。
6	ホッパー(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	すべてのもの
7	ベルトコンベアー及びバケットコンベアー(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル未満であるか又はバケットの内容積が0.03立方メートル未満であること。
8	破砕機及び磨砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット未満であること。
9	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット未満であること。
10	塩素ガスによる漂白施設	すべてのもの